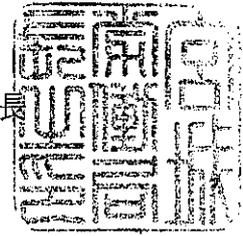


官労発雇均1027第5号

令和2年10月29日

一般社団法人 宮城県経営者協会 会長 殿

宮城労働局長



「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について（御依頼）

平素より労働行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、働き方改革関連法につきましては、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の確実付与義務（年5日以上）、労働時間の状況の把握義務等、労働基準法、労働安全衛生法等の改正が平成31年4月から順次施行される中、大企業・親事業者による長時間労働等の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発生、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響による「しわ寄せ」も懸念されるところです。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、「しわ寄せ」防止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するために昨年6月に作成した「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請け等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」（以下「総合対策」という。）に基づき、「しわ寄せ」防止に向けて取組を推進しているところです。

総合対策では、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会が連携し、「しわ寄せ」防止に向けた各種施策を講じることとしており、特に、11月を「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置づけ、厚生労働省が実施する「過重労働解消推進月間」の各種取組と連携を図りながら、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行うこととしています。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨を御理解いただき、お送りするポスター・リーフレットを掲示・配付していただくとともに、別添の広報文例も参考にしつつ、広報誌やホームページ等により周知していただきますよう、御協力のほどお願いいたします。

なお、リーフレット等は「「しわ寄せ」防止特設サイト」（※）に掲載していますので、併せて御活用ください。

また、当局及び各労働基準監督署におきましては、当該キャンペーン期間以外においても、関係機関に情報を提供するなど、連携を図りながら、大企業等による下請等中小事業者への「しわ寄せ」に関する相談対応をしていることを申し添えます。

(※)「しわ寄せ」防止特設サイト」

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

(問合先)

雇用環境・均等室 室長補佐 金田 和彦

電話 022-299-8844